

第3章(賃金)

労働者は、労働の対償として、事業主より賃金を得ることになります。

事業主(使用者等)は、賃金の支払いについて、5つの原則を守らなければなりません。

1. 賃金は通貨で支払うこと
2. 賃金は、直接労働者に支払うこと
3. 賃金は、全額を支払うこと
4. 賃金は、毎月1回以上支払うこと
5. 賃金は、一定の期日を定めて支払うこと

以上が5つの原則ですが、労働協約等に別段の定めがある場合は、その定めによります。

尚、賃金の最低基準は、最低賃金法の定めにより決められています。